

自動車保管場所 Q & A

Q: 申込手続きはどうすれば？

A: 空き状況をご確認のうえ、ホームページから申込書様式を出力し、ご記入のうえ車検証及び免許証の写しを同封して送付してください。申込書の内容を審査のうえ、契約が可能であれば契約関係書類を送付します。送付された契約書、誓約書兼同意書及び福岡銀行の口座振替依頼書にご記入のうえ、返送してください。法人の場合は、役員名簿も必要になります。

Q: 利用開始日はいつから可能か？

A: 申込書を提出後、審査や契約書類等のやり取りで10営業日程度の日数がかかります。

Q: 1ヶ月程度の短期契約は可能か？

A: 日割り計算はしませんので、月単位の契約であれば可能です。

Q: 契約者と使用者は同じでなければならないか？

A: 同一世帯のご家族であれば、契約書の下部欄に使用者の氏名を記入してください。
また、法人契約で従業員等が駐車する場合も、使用者の氏名を記入してください。

Q: 契約している駐車を友人に貸してもよいか？

A: 契約者とは別人となりますので、お貸しすることはできません。
ご友人には、別途申し込みをお願いします。

Q: 希望する駐車が満車の場合、予約することができないか？

A: 駐車場によって予約可能な場合もあるので、電話にてご相談ください。

Q: 複数台分の駐車区画を一括で申込可能か？

A: 空きがある駐車場であれば可能です。ただし、空き状況次第のためまとまった区画にはなりません。

Q: 駐車できる車のサイズは？

A: 基本は、幅 1.8m以下、長さ 5.0m以下の自家用乗用車で、駐車枠内での駐車が可能な車検登録車両です。トラック等の大型車の駐車はお断りします。

Q: 初期費用はどれくらい必要か？

A: 敷金、礼金は頂いていませんので、駐車料金の前払金だけです。

Q: 駐車料金の支払い方法は？

A: 使用料金は、四半期（3ヶ月）ごとの前納制です。福岡銀行の指定の口座より自動的に引落としとなります。ただし初回のみ、該当四半期の料金を現金で入金してもらいます。（振込手数料は契約者様負担）
次回より、福岡銀行の指定口座より自動引落としになります。（振替手数料は当社負担）
27日が銀行休業日の場合は、翌営業日の引落としとなります。

	期 日	振替日
第1期	4～6月分	3月27日
第2期	7～9月分	6月27日
第3期	10～12月分	9月27日
第4期	1～3月分	12月27日

自動車保管場所 Q & A

Q: 駐車場には管理人はいるの？

A: 駐車場には管理人は配置していませんが、必要に応じて当社社員が巡回を行っています。

Q: 駐車スペースに自転車やバイクを止めてよいか？

A: 自動車保管場所のため、契約車両以外の自転車やバイクは止められません。
また、荷物等を置いておくことも出来ません。
契約条項 第9条第1項（禁止行為）に該当します。

Q: 駐車場で盗難や事故等にあった場合は？

A: 車上荒らし等被害にあわれた場合は、各自で警察に被害の届出をお願いします。
盗難防止のため車内には、絶対に貴重品及び現金等を置かないようにお願いします。
保管場所における、車両の接触等の事故については、当事者間での話し合いをお願いします。

Q: 車庫証明用の使用承諾書を発行してもらいたい時は？

A: 駐車場契約者の場合のみ発行しています。ただし、発行にあたっては契約後6ヶ月の契約期間があるときとし、短期の契約者は対象外です。
発行の際は、『保管場所使用承諾証明願』の提出 及び 駐車料金1ヶ月分の発行手数料の事前振込みが必要となります。（振込手数料は契約者様負担）
新規契約と同時に使用承諾書が必要な場合は、発行手数料と別に6ヶ月分以上の駐車料金を事前に振り込んでいただきます。

Q: 住所や車両の変更があった場合は？

A: 変更があった場合、電話連絡（093-533-6363）をいただければ変更届を送付します。
届いた変更届に、変更内容を記入のうえ返送をお願いします。

Q: 解約したいのですが？

A: 解約に関しては、『自動車保管場所使用解約届』の提出が必要です。
解約届受領日の翌月末日が解約日となるので、お早目のご連絡をお願いします。
連絡後、解約届を送付しますので早急に返信をお願いします。
解約日以後に前納済みの駐車料金がある場合は還付します。（振込手数料は契約者様負担）

例： 第1期四半期の駐車料金3ヶ月分を 前納済みの場合 （4月、5月、6月）		
解約届受領日	解約日	駐車料金還付の有無
3月27日	4月30日付	5月、6月分 の料金還付
4月1日	5月31日付	6月分 の料金還付
5月16日	6月30日付	料金還付なし

Q: 契約書に『至××年3月31日』までとなっているが解約になるの？

A: 期日の一ヶ月前までに解約届の提出があった場合のみ解約となります。届出がない場合は自動更新となります。

Q: 契約解除権とは？（契約条項 第6条(3)）

A: 保管場所用地は公共用地であるため、公共事業で使用、又は売却処分等が決定したときは、契約期間中であっても、契約を解除し使用を中止していただきます。